② 平成18年７月31日、中国財務局長に対し、犯則嫌疑法人の平成18年４月期の連結会計事業年度につき、架空売上を計上するなどの方法により、犯則嫌疑法人の税金等調整前当期純損失が１億3,697万3,000円であったにもかかわらず、税金等調整前当期純利益を２億6,764万3,000円と記載した内容虚偽の連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し

もってそれぞれ重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第２ 犯則嫌疑者３名は、共謀の上、中国財務局長に対し、新株予約権付社債募集を実施するに際し、平成18年９月15日、前記第１の②の内容虚偽の連結損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成20年12月25日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者３名について公訴の提起が行われた。平成21年４月28日、広島地方裁判所において、犯則嫌疑法人について罰金800万円、犯則嫌疑者Ａについて懲役２年（執行猶予４年）、犯則嫌疑者Ｂについて懲役１年６月（執行猶予３年）、犯則嫌疑者Ｃについて懲役１年（執行猶予３年）が言い渡され、いずれも確定した。

② 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件⑴

本件は、下記③、④と合わせ、犯則嫌疑法人の代表取締役社長等の役員及び同社の会計監査人であった監査法人代表社員たる公認会計士の犯則嫌疑者が、共謀の上、犯則嫌疑法人が平成17年11月の新規上場に際し提出した有価証券届出書をはじめ、同18年６月期及び同19年６月期の有価証券報告書並びに同19年11月提出に係る有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したものである。

新規上場時に提出された有価証券届出書について、重要な事項につき虚偽の記載のあるものを提出したとして告発を行ったのは、本件が初めてである。

また本件については、犯則嫌疑法人の監査を行った公認会計士についても、粉飾行為への積極的な関与が認められたことから、告発の対象とした。

なお、犯則嫌疑法人は、粉飾行為を繰り返しつつも市場においては高い評価を得ていたものであるが、証券監視委においては、市場等から情報を収集・分析し、犯則嫌疑法人について粉飾の嫌疑を抱き、調査を開始したものである。

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書提出が証取法（第197条１項等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書の提出）に違反するとして、平成21年３月５日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年３月25日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者２名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社プロデュースは、電子部品製造装置の開発・設計・製造等を目的とし、その発行する株券を株式会社ジャスダック証券取引所に上場するための上場承認を受けていたもの、犯則嫌疑者Ａは、犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは、犯則嫌疑法人の専務取締役としてその管理部門を統括していたものであるが、犯則嫌疑者２名は、共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、株式会社ジャスダック証券取引所上場に伴う株式の募集及び売出しを実施するに際し、平成17年６月期の事業年度につき、平成17年11月10日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が14億7,668万9,000円、税引前当期純損失が6,838万4,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が31億976万3,000円、税引前当期純利益が１億9,111万9,000円と記載した損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出したものである。

【告発後の経緯】

平成21年３月25日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者２名について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。

③ 株式会社プロデュースに係る公認会計士関与の新規上場時有価証券届出書を含む虚偽有価証券届出書等提出事件⑵

【調査の実施状況及び告発の状況】

証券監視委は、本件虚偽有価証券届出書等提出が証取法及び金商法（第197条１項等　重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書等の提出）に違反するとして、平成21年３月５日、さいたま地方検察庁と合同で強制調査・捜査を実施したほか、必要な任意調査を行い、同年４月28日、犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者２名をさいたま地方検察庁検察官に告発した。

【告発の対象となった犯則事実】

犯則嫌疑法人株式会社プロデュースは、電子部品製造装置の開発・設計・製造等を目的とし、その発行する株券を株式会社ジャスダック証券取引所に上場していたもの、犯則嫌疑者Ａは、犯則嫌疑法人の代表取締役としてその業務全般を統括していたもの、犯則嫌疑者Ｂは、犯則嫌疑法人の専務取締役としてその管理部門を統括していたものであるが、犯則嫌疑者両名は、犯則嫌疑法人から証取法第193条の２に基づく有価証券報告書等の財務計算に関する書類等の監査証明を目的とする監査を受嘱した監査法人の代表社員であった公認会計士と共謀の上、犯則嫌疑法人の業務に関し、

第１ 犯則嫌疑法人の平成18年６月期の事業年度につき、平成18年９月29日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が24億5,071万6,000円、税引前当期純損失が２億3,097万3,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が58億8,561万8,000円、税引前当期純利益が６億9,420万2,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第２ 犯則嫌疑法人の平成19年６月期の事業年度につき、平成19年９月27日、関東財務局長に対し、犯則嫌疑法人の売上高が31億1,848万8,000円、税引前当期純損失が７億2,965万8,000円であったにもかかわらず、架空売上高を計上するなどの方法により、売上高が97億400万円、税引前当期純利益が12億2,376万1,000円と記載した損益計算書を掲載する有価証券報告書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出し

第３ 平成19年11月16日、犯則嫌疑法人が株式の募集を実施するに際し、関東財務局長に対し、前記第２記載の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し

たものである。

【告発後の経緯】

平成21年４月28日、上記犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者２名について公訴の提起が行われ、さいたま地方裁判所において公判係属中である。